（肥料取締法施行令の一部改正）

第六条　肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用法第六条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

（商品先物取引法施行令の一部改正）

第七条　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

（火薬類取締法施行令等の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「第二条第六号」を「第三条第八号」に改める。

一　火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）第十一条第一項の表第一号

二　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）別表第一の一の項下欄

三　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第四十条第一項の表備考

四　放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第三十一条第一項の表の一の項下欄

五　電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第十三条

六　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令（昭和四十三年政令第十五号）本則

七　電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百二十七号）第一条

八　石油パイプライン事業法施行令（昭和四十七年政令第四百三十七号）第三条第一項

九　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百四十八号）第一条

十　特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）第六条第一項

十一　深海底鉱業暫定措置法関係手数料令（昭和五十七年政令第百九十九号）本則

十二　高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）第一条

（鉱業法関係手数料令の一部改正）

第九条　鉱業法関係手数料令（昭和二十六年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「第二条第六号」を「第三条第八号」に改める。

第三条中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

（納税貯蓄組合法施行令の一部改正）

第十条　納税貯蓄組合法施行令（昭和二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「うちのいずれか一」を「いずれか」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項中「うちのいずれか一」を「いずれか」に改め、同条第二項を削る。

（道路運送車両法関係手数料令等の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

一　道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第一条の表一の項下欄第一号

二　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第三条第一項第一号

三　土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第二条第一項第一号

四　武器等製造法施行令（昭和二十八年政令第百九十八号）第五条

五　医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）第一条及び第十二条

六　歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）第一条及び第十二条

七　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第十三条第一項第一号

八　薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）第一条

九　割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）第二十七条

十　ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）第三十六条第二項

十一　砂利採取法施行令（昭和四十三年政令第二百四十一号）第三条

十二　ガス事業法関係手数料令（昭和四十五年政令第三百一号）第二項

十三　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）第三条第一号

十四　採石法施行令（昭和四十六年政令第二百七十九号）第二条

十五　旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）第四条第一項

十六　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第十条

十七　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第四十三条第一項の表備考及び第二項

十八　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百三十一号）第二条第二項

十九　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第三十一条の表十四の項

二十　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の備考

二十一　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百六十三号）第二条

二十二　商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第六条

二十三　獣医師法施行令（平成四年政令第二百七十三号）第一条第一項

二十四　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）第十五条

二十五　航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）別表第一第一号

二十六　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）本則の表五十二の項の5のイ

二十七　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号）第八条第一項第四号

二十八　原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第十条

二十九　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第六条第一号

三十　電子署名及び認証業務に関する法律施行令（平成十三年政令第四十一号）第三条第二項

三十一　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第十条第一号

三十二　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第四条第一号

三十三　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）第七条

三十四　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成十八年政令第六十二号）第七条第一項第二号

三十五　住宅宿泊事業法施行令（平成二十九年政令第二百七十三号）第二条